

(平成22年1月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

石川国民年金 事案330

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から54年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から54年6月まで

申立期間の国民年金保険料は、妻と一緒に社会保険事務所の窓口で納付した。係の人から完納したよと言われたことを覚えているので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年1月に国民年金に加入して以降60歳に到達するまで申立期間を除いて国民年金保険料を未納無く納付しており、申立人の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻も国民年金加入以降の保険料を完納しており、申立人及びその妻の保険料納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間後の昭和54年度から58年度までの保険料のうち、オンライン記録及び町の被保険者名簿により納付日が確認できるものをみると、申立人及びその妻は同一日に保険料を納付しており、申立期間の保険料を夫婦一緒に納付したとの申立人の主張に不自然な点はない。

さらに、申立人の妻は、申立期間の保険料を納付しており、申立人のみ保険料を納付できなかった客観的な理由や周辺事情も見当たらず、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

石川国民年金 事案331

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から47年3月まで

昭和46年5月に婚姻の届出をした時、市役所の窓口で国民年金の加入を勧められ、職員に「町内会での集金は47年4月分からになるので、間に合わない期間についての国民年金保険料をこの場で納付してほしい。」と言われ、保険料をまとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の夫及び義姉も国民年金加入期間について保険料の未納は無く、申立人及びその家族の保険料納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人は、婚姻届提出の際、市職員に勧められ国民年金に加入したと述べているが、行政記録によると、婚姻の届出日や国民健康保険の加入日等は国民年金手帳の送付日と一致しており、申立内容のとおり、婚姻届を提出した日に国民年金の加入手続をしたことが推認できる。

さらに、申立人は、市役所において申立期間に係る国民年金保険料を一括納付したとしているが、当該保険料は、申立人が納付したとする時点において納付の時効期限が到来していない上、市職員に保険料の納付を促されたとする申立人の供述内容も具体的であり、申立人の主張には信憑性^{びよう}がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月1日から同年8月1日まで
オンライン記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が遡及訂正され、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低額となっている。このため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する36万円と記録していたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成9年8月1日）の後の同年8月21日付けで、同年2月から同年7月までの標準報酬月額を9万2,000円に遡及して引き下げていることが確認できる。

また、申立人は、「当該事業所では、取締役として営業の仕事を担当していたが、平成9年7月31日に当該事業所を退職し、それ以降は一切のかかわりがない。」と述べていること、他の同僚役員も、「代表者が一人で会社の後始末をしていた。」と述べていることから、申立人は、標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た、36万円と訂正することが必要と認められる。

石川国民年金 事案332

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

婚姻後、昭和56年4月に国民年金に任意加入して以降、ずっと保険料を納付し続けてきた。申立期間は国民年金に未加入で保険料が未納とされているが、60年4月に資格喪失の手続をした記憶は無く、この1年間のみ未加入で未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、第3号被保険者の制度が開始されたのは申立期間後の昭和61年4月からであり、申立期間については申立期間前と同様、国民年金保険料を納付する必要があるが、申立期間当時の国民年金保険料の納付場所、納付方法等に関する申立人の記憶はあいまいである。

さらに、申立人が所持している年金手帳の「国民年金の記録」欄に、「被保険者でなくなった日」が「昭和60年4月25日」と記載されており、この日付は社会保険事務所(当時)及び当時申立人が居住していた自治体の被保険者名簿の資格喪失の記録と整合しており、行政記録に不自然な点はみられない。

加えて、申立人が居住していた自治体が当時記録していた国民年金各種届出受付簿にも昭和60年4月24日に資格喪失手続を行い、翌25日に資格喪失したとの記録があり、申立人が申立期間について任意加入資格を喪失していなかったことをうかがわせる状況がみられない。

そのほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無く、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

石川厚生年金 事案 273 (事案 139 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 1 日から 57 年 10 月 1 日まで
新たに、預金取引履歴明細書を提出するので、調査の上、A社に取締役として在籍していた期間の標準報酬月額を当時の上限標準報酬等級又は 20 万円に訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

当初の申立期間(昭和 46 年 11 月 1 日から 57 年 10 月 1 日まで)に係る申立てについては、A社の申立人に対する申立期間の振込額から、申立人の昭和 57 年 10 月前の期間の給与額は、社会保険事務所(当時)が保管している申立期間当時の申立人の標準報酬月額に近い金額であることが確認できること、同社における他の取締役の標準報酬月額と申立人の標準報酬月額とを比較しても同様に推移しており、申立人の記録において不自然な点は確認できない上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない等の理由から、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 2 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間の始期を昭和 44 年 1 月 1 日からに変更するとともに、新たに 5 口座の預金取引履歴明細表及び当初委員会で検討済みの 2 口座の預金取引履歴明細表を提出している。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間のうち、昭和 44 年 1 月 1 日から 46 年 10 月 31 日までの期間については、申立人の標準報酬月額は、当時の上限額(6 万円及び 10 万円)となっていることが確認できる。

また、新たに提出された 5 口座のうち、3 口座については、申立期間後(昭和 62 年から平成 13 年)に開設されたものであり、申立期間の給与が

分散入金されていたことについて検証できる資料とは認められない。さらに、残り2口座については、口座名義がB社になっており、当該法人名義口座には、A社からの給与振込の形跡が確認できない。

その他に、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 5 月 1 日から 46 年 11 月 1 日まで
② 昭和 47 年 1 月 1 日から 51 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間①及び②において、A社に勤務し、厚生年金に加入していたはずである。当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の関係者及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間①及び②のうち、一部の期間に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の事業所関係者及び同僚は、いずれも「当時の厚生年金保険の取扱いについて、本人の希望により加入手続きをしていた。」としており、申立期間①及び②において、申立人と同様の業務内容で勤務していたと認められる者の中には、厚生年金保険の被保険者記録が無い者も認められる。

また、A社は、平成 12 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、当時の賃金台帳等の関係資料は残っておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、給与の支給金額及び保険料控除額についての記憶もあいまいである。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、厚生年金保険適用時から健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立人の氏名の記載も無いことから、事業主により申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。